

奈良県自閉症協会 NEWS



No. 162

2011
NOV. 11

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

自閉症児者の生きにくさをしめ
す奈良の二つの出来事

★一つ目の事件

平成 23年10月18日(火) 午後
4時18分ごろ、生駒市に住む自閉
症者K君は絵画教室に行くため、仕
事を早退してバス停でバスを待つて
いました。K君が下校中の女子小学
生に「こんにちは」と何度も声をか
けました。1メートル以上離れての
声かけでした。この挨拶してる時に
K君は股間を触っていたとのこと
で、それをみた巡回パトロールして
いる自治会の人の不審に思い小学
生をK君から遠ざけたようです。親御
さんが日頃からK君には、「挨拶は
大切よ」と教えてこられたための行
動でした。このとき、K君はよい行
いをしたのに巡回パトロールの人が
嗜めるため睨みつけたことです。
この態度に激怒したのか、この巡回
パトロールの人は警察に通報したよ
うです。この通報した人は元警察官
だったそうです。そして、巡回パト
ロールの2人に囲まれていた時にK
君の仕事場のスタッフが駆けつけた
そうです。その後、警察官がきまし
た。この警察官の言動は質問ではな
く、尋問であり、まるで犯罪者扱い
のような言葉だったそうです。そし
て、パトカーにK君を乗せるとき、
スタッフの方は「同乗したい」と申

し出ましたが、警官からは、「その
必要はない」と言われたようです。
そこで、スタッフの方は急いで警察
に駆けつけてくれましたが、K君は
警察署に一人で1時間近くいたこと
になります。自閉症の人が、一人で
連れていかれ尋問されるという、信
じられないことが起きました。

1時間後、Kさんのお母さんはス
タッフの方から状況を聞き、警察の
人から「親に話を聞きたいので警
察へ来てほしい」と言われ行かれ
ました。お母さんは部屋に通され、
「Kくんは別室で待ってる」と言わ
れました。途中からスタッフの方も
同席されました。「kくんに誓約書
を書いてほしい」と言われたよう
です。お母さんはkくんには小さい時
から、挨拶をすることで、色々な人
と親しくなり、万一、何かがあった
ときは助けてくれるかもしれない。
と挨拶の大切さを教えてきました
が、今回は、何度も言ってしまっ
たことで小学生の子に不安を与えて
しまったことを謝罪しました。「今回
は、口頭注意ということでお願いし
たい」とお母さんが懇願してるのと
平行に、別室では、kくんは誓約書
を書いてしまいました。書き終えた
誓約書をお母さんに差出した警察官
から「条例として誓約書を書くとい
うことで納得いかないでしょうが」
と言いました。直筆ではありますが、

文面はkくん自ら反省して書いたの
ではなく、明らかに、言われたまま
に書いたとわかる流暢な日本語で
した。お母さんは、誓約書をコピーし
てもらいました。廊下で怯えて座っ
てるk君をみて、抗議するより、少
しでもはやくkくんを連れて帰りた
いとの思いから、何も言わず帰しま
した。母さんの知人の警察官に相談
すると、普通、障害者の場合、状況
説明、質問に答えられないことから、
親、関係者と同席すること。別室で
警察官と障害者と1対1で誓約書
を書かせることなどはありえないそ
うです。そして、奈良県警の苦情係に
連絡するようにと教えてもらい、金
曜日にご主人が誓約書原本返却要求
と、今回の対応について回答提出の
要求を文書にして提出しました。日
頃、警察では障害についての対応、
その他を勉強してるそうですが、そ
れならこんな事態になることは全く
あり得ないはず。お母さんは、
「私自身、冷静に対応できてれば、
と悔しい気持ちでいっぱいです」「警
察に障害児・者に対する理解をも
っと持っていただきたいのです」そ
のためにはどうしたらいいのか助言を
頂けますでしょうか?」「私と息子
が今回あったことが今後、起こら
ないように。万が一あった場合、私達
と同じような事にならないように会
員さんにも伝えてください」という

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

メールが奈良県自閉症協会の河村に届きました。

その後、親御さん我々がこのことについて抗議をしました。メーリングリストを通じて全国の仲間にもこのことは通知しました。日本自閉症協会の山崎会長から「非常に重要な問題提起をして頂きました。このような社会の無理解がさまざまな問題を引き起こし、ご本人とご家族を苦しめることになるのです。協会の「倫理・啓発委員会」(委員長:市川宏伸)でも検討して頂くように連絡しますが、日本自閉症協会としての何らかの動きが必要であれば、ご連絡下さい。」とのメールをいただいています。

その後、奈良西警察署から誓約書、身元引き取りの原本の文書が親御さんに返されたようです。次の内容はお母さんからいただいたメールです。…本日(10月29日)、13:30

します。→当方が10/21に提出した「理由書」「質疑回答書」は文書にて提出するの?(k父)→後日、文書にて提出致します。(奈良西警察)

5. 今後は所轄交番にも連絡し、ご子息の習慣等を充分説明し理解を深めるように致します。その他何かご要望はあるでしょうか?→当方は「誓約書」「身柄請書」の原本返還と10/21に提出した「理由書」「質疑回答書」の文書提出だけであるが、自閉症者としては一個人の問題ではないので、自閉症協会にも報告をしており、そちらの団体と協議頂きたい。また、自閉症協会は当方の報告を受け、既に活動を始めて頂いておられると思います。(k父)→了解しました。確かに連絡を頂いております。(奈良西警察)→今回の件は申し訳なく、お詫びいたしますが、我々は日夜真面目に職務に励んでお

に奈良西警察を訪問致しましたので概要をご報告致します。(先方の対応者)奈良西警察署-砥石副所長(警視)同-小田生活安全課長(警部)(当方訪問者-保護者)K君のお父さん・お母さんkさん(面談協議事項)

1. 今回の「誓約書」の件は配慮が足りず申し訳ない。(奈良西警察)書いて頂くにしても保護者に同席して頂くべきでした。お詫び致します。決して強要したわけではありません。→息子は健常者では無いので、普通に指示した事でも知的障害者は指示した通りに書く。強要と同じである。(k父)→申し訳ない。(奈良西警察)→奈良県警は日常的にこのような事をしているのか?(k父)→場合によります。(奈良西警察)→今回の件は事件にはなりません。(奈良西警察)

2. 自治会への説明責任があり「誓約書」を書いて頂いた。(奈良西警察)→それなら「誓約書」でなくとも保護者が押印した「経過書」でも出来るはずである。(k父)→そうでした。(奈良西警察)

3. 「誓約書」を書かせた担当官に今回の権限はあるのか?どのような経緯であったのか?→担当係長から意志の疎通が出来るとの報告を受けたので課長が「誓約書」を書くことは可能と判断し指示しました。(奈良西警察)→日常会話が出来た程度である。事務仕事、デスクワークは出来ない。通所授産施設に通っているので理解できるはず。面談してそのような事も理解できないのか?(k父)→申し訳ありません。(奈良西警察)

4. 自治会の女子児童保護者からの問い合わせも無いので、早い方がいいと考え、ご要望の「誓約書」「身柄請書」各々の原本を本日お返し致します。警察署長様 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会理事長 河村舟二…抗議と要求…要旨…平成23年10月18日に〇〇〇〇君及び御両親への奈良西警察職員が行った対応、及び、誓約書を書かせたことは、自閉症児に対する人権に対する配慮に欠けたものであり、人権擁護の立場から強く抗議するとともに、誓約書は無効であり、即時返却されますことを要求いたします。理由…平成23年10月18日【火】午後4時18分ごろ、絵画教室に行く〇〇〇〇君は仕事を早退してバス停でバスを待っているときに、下校中の女子小学生に何度も「こんにちは」と声をかけ、巡回パトロールしてる自治会の人に質問をされましたが、答えることができず、不審者として警察に通報されました。そして、奈良西警察署において、誓約書を書くことを要求され、保護者が、今回

り、今回の担当者も真面目な者であるのでご理解を頂きたい。(奈良西警察)→それは信用しているとしても今回の件は明らかに配慮不足である。行き過ぎである。(k父)→申し訳ありません。(奈良西警察)→それでは文書提出をお待ちしている。(k父)概ね以上です。ボイスレコーダーを用意しておりませんが、ご報告致します。日頃のご活動に感謝いたします。(k君のお母さん)以上

そして、11月22日付けで奈良西警察署長から奈良県自閉症協会に回答書が送られてきています。次に、奈良県自閉症協会の出した抗議と要求書とこの回答文を載せておきます。なお、抗議文はほぼ同じ内容で、奈良県警・警察庁・奈良県人権施策課にも出しました。

○平成23年10月25日 奈良西

は口頭注意での処分を懇願されたにも係らず、別室で崇志君に誓約書を書かせたようです。その際、貴職員は障害のある人と認識した上で、「条例として誓約書を書くということで納得いかないでしょうが」書かせたと言ったようです。

その後、金曜日に父親から誓約書原本返却要求と今回の奈良西警察署の対応について文書で回答して欲しい旨の要求をされたと聞いています。

ご存じのように自閉症は1. 社会性の障害 2. コミュニケーションの障害 3. 想像力の障害 (こだわり) という3つの特徴をもつ障害です。ゆえに、今回の件は本人がなにが悪いのか分かっておらず、反省の意味から誓約文を書いたとはとうてい思えません。言われたままに誘導捏造された文書です。それが当たり前に出るなら自閉症ではありません。

外見的には分かりにくい、昨今、このような自閉症をはじめとする発達障害の人たちの人権を守らなくてはいけないという世界的動きがあり、国連は毎年4月2日を世界自閉症啓発デーと定め、我が国でも国を挙げて啓発に取り組まれている所以でもあります。

しかるに今回の処置は、以上のような問題についての配慮に欠けた不当な処分であり、強く抗議いたします。

出来ましたら、私どもに今回の件についてのご見解を、文書でお示しください幸いです。以上
○奈西務 第764号 平成23年11月22日 NPO法人 奈良県自閉症協会 理事長 河村舟二様 奈良西警察 署長…申出に対する回答について…みだしのことについて、下記のとおり回答いたします。 記
申出にかかる男性については、未成

年者であり、かつ、障害をお持ちの方ですので、人権への配慮からお名前や事案の内容については控えさせていただきますが、ご家族からの申出には既に対応させていただいております。

警察では、障害者の特性を正しく理解し、これに配慮した警察活動を行うよう努めているところであります。このような観点から、障害者お一人お一人それぞれ個性をお持ちであることを踏まえ、事案ごとに、日頃その障害者に接しておられる方からお話を伺うことができる場合には、普段の様子などをお伺いすることも意義あるものと考えております。

警察といたしましては、今後とも、個々の案件ごとに障害者の特性に配慮した警察活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上 その後、Kさんにも回答書が届いており、内容が納得いかないところもあるので今後の対処を検討中であるとの連絡をいただいています。

★二つ目の事件

平成23年11月6日日曜日、大和高田市に住む会員のUさんのお父さん(88歳)と自閉症者のYさん37歳が、虹の湯という温泉へ行った時です。入浴を終えて午後5時頃食事をすると、注文して待っているときYさんは「おトイレ行く」といって一人で行って戻って来る間に、子供を3~4人連れた家族と出会って、その中の4歳の女の子の手を自分の体にタッチさせたということで、子供の親はすぐ110番に電話したようです。Yさん君はそのまま祖父のいる食事場所のところに戻ったのですが、その直後、西大

和警察の警官がやって来て、祖父と二人、警察署へ連行されました。午後5時40分頃、警察から母親のUさんのところに電話があり、平野(ひらの)さんという警官が、相手の保護者が、とても怒っているの、母親に来て謝るようにと言われたようです。Uさんは視覚障害者なので、夜の暗いときは、誘導者がいないと行けないし、家にはUさん一人しかいない事を告げると、「そのことは、相手に伝えます」といって一端電話を切ったのですが、その後、久保という警官が再度電話をしてきて、「相手が騒いでいて、こちらとしても、対応出来ないの、タクシーでも来てください。」と言われたようです。どうしたらよいか、Uさんは途方に暮れて、娘さんの所へ電話をしましたが留守です。知り合いの所へ電話をしても留守だったので、もう一度警察へ「明日、その人のお宅へ

伺ってあやまるのはいけませんか」と聞くと、またしばらくして、相手が「どうするねん。とさわいではるので、早く来てください」と電話がありました。そこで、もう一度、知り合いに電話をしたところ、今度は在宅だったので、付いてきてもらいました。Uさんは、夜は全く外では見えないに等しいので、タクシーで行っても一人では警察署の中までは行けないので、その人に手引きお願いして、署内へと入りました。3人の警官がいて、一人はYさんの入所している「やすらぎの丘」へ電話をし、施設長に障害の程度や特徴を聴いていました。その前に、祖父さんからも「自閉症という障害について」聞き取りをしたそうです。しかし、相手にいくら伝えても、「逮捕しないのなら、両親があやまらなくては許さない」と言ったようです。Uさんが、相手の方にいくらあやまって

も、あやまっても、「あんな奴、施設から出すな」とか、「やすらぎ」にいる者はクズのように言われたようです。そして、「絶対ゆるさへん」「ネットに書いたろ」「新聞社に言おう」とかいろいろ言われ、Uさんは頭が真っ白になってしまったとのこと。さらに相手から、「あやまり方が悪い」と言われ、「土下座をしろ」と言われて、Uさんは土下座をして、警察署の窓口の前の冷たい床に頭をすりつけて、ひたすらお詫びの言葉を続けられたようです。相手方のおじいさんが「もういいやろ」と止めてくれるまで土下座されたようですが、警察官は離れたところで冷ややかに見ていたようです。Uさんは、その後も相手が帰るまで、ひどい言葉を浴びせられました。Uさんは、涙が次々とこぼれて情けなかったとのこと。警察官は、言葉上は優しくは接してくれました

が、別室へ促すこともなく、ただ、やりとりを傍観していました。Uさんは誰も味方はいないのだと感じたそうです。助けて欲しいと思いながら、呆然として帰宅されました。このことがあり、どうしたら、この様なとき相手に理解してもらえるのか教えてもらいたいです。この子連れで自殺したい心境ですという相談が河村にありました。

— の事件では、「女の子の手をタッチさせた」という現場状況がよく分かりません。相手の言い分なのか第三者の証言があるのかも分かりません。また警察の方が自閉症を正しく理解し配慮していたかは不明ですが、警察の対応が全く間違っているともいえません。ただ、いくら怒り心頭のためとはいえ、公衆の面前で土下座を要求するなどは許されるべき行為とはとうてい思えません。警察は民事不介入の原則で

相手の土下座強要を止められなかったのかもしれませんが。私たちの子どもにはいつ同じようなことが起きるとも限らない綱渡りのような生活を日々送っているのが現状です。この話を聞いたある会員の方からは、「当事者は必死で生きているし、親も必死で育ててきました。どんなに気をつけて、努力しても、人間通しの事、トラブルは発生してしまいません。障害特性を分かってくれる警察官の方が1人でも多くなればなるほど、不必要な事件も未然に防げる場合も増える事をお伝えして、私たちがなんとかしていきたいとおもいます。」とのメッセージが寄せられていました。

(河村)

平成 23 年 10 月 24 日
中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育の在り方に関する特別委員会
合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ殿

日本自閉症協会
会長 山崎晃資

「自閉症、情緒障害に関する学校における配慮事項(案)」に関する意見

平素より、自閉症及び情緒障害へのご理解、ご支援に感謝申し上げます。上記について、日本自閉症協会といたしましてご意見を述べさせていただきます。意見は記述内容に従って、一部記述と重複する部分や各障害の内容等を

参考にして取り上げましたところもあり、記述内容に関係する項目の整理も含め、述べさせていただきますので、ご検討いただければ幸いです。

[学校教育に求めること]

案文
○自閉症及びアスペルガー症候群(以下、自閉症等という)である子どもは一人一人異なる特性をもち、その特性に合わせた環境を用意し、適切な対応を行うこと。
○社会生活への適応の困難性が大きいことへの対応とともに、進級、進学における生徒の特性に関する情報の引継を行うこと。
○専門性のある教育を特別支援学級においても行うこと。
○自閉症等は、通常の教育でも特別支援教育でも数多く対象となっていることから、連続体として考えるこ

とが必要であり、自閉症等についての一層の指導・支援の研究開発を行うこと。

意見

各障害の内容等を拝読いたしますと、いくつかの観点で整理されている記述されているものが多くみられます。

「学校教育の求めるもの」の観点は次のような項目が多く見られます。

①望ましい教育の在り方、あるいは学校教育で培ってほしい力に関する内容

②一人一人のニーズや障害の状態に応じた教育の在り方に関する内容

③障害についての専門性と各指導における専門性の高い教職員による教育の提供に関する内容

④障害のある人と障害のない人が共に社会で生きていくことを見通した教育として、児童生徒が共に学び、

生活することによって障害理解を図ることに関する内容

以上の観点からは、この「学校教育に求めること」の項目では、自閉症、情緒障害につきまして、次のようなことが考えられますのでご検討いただければ幸いです。

① 将来の自立に必要な力、社会参加できる力を培う教育を行うこと。

自閉症は情報処理やコミュニケーションの困難さから、状況の理解や変化への対応、感情表現や理解等、人との関わり方の困難さ、心理的な安定の困難さを伴うことなどが挙げられます。また、周囲の人々が障害を理解しにくいことから、社会生活への適応が困難で当事者に生きにくさがあることも考慮して自立できる力を培うことが必要であると考えられます。

② 自閉症、情緒障害の障害特性に応じた指導とともに、一人一人の障

害の状態や特性の違いに応じた指導を行うこと。

自閉症の障害特性の配慮として、社会性の障害、コミュニケーションの障害、こだわり等、行動上の障害に起因する困難な状態、これらに加え、認知特性や心理的な安定を配慮し、個に応じた指導の充実を図ることが必要と考えられます。

③ 教育にあたる校長はじめ、教職員について、自閉症、情緒障害の障害についての理解と専門性を高め、また、教科指導等においても専門性のある指導をすること。

担当教員の専門性の向上は不可欠のことですが、同時に学校の全教職員の各個人の専門性を高めるとともに、学校が地域の専門機関、支援機関等の関係機関との連携を強化して、学校組織として、専門性を高める体制をとることが必要で、関係機関との連携等を十分に機能させるこ

とが必要だと考えられます。

④ 児童生徒が共に学び、生活することから障害のある、なしに関わらず相互に個人を理解し、尊重し合う関係が育つような指導をすること。

学級内において障害のある児童生徒への理解は同時に全ての児童生徒が生き生きと学習や活動できる学級経営であり、また、交流及び共同学習等を通して、共に学び、生活すること、共通体験を大切にす取り組みを重視することが自閉症、情緒障害の児童生徒の二次的障害を生じさせないための取り組みと考えられます。

[配慮すべき事項]

①教育内容・方法

案文

○障害の特性に合わせた教育・指導：自閉症等そのものの特性に応じる必要があり、さらに併せ有する障害等

により状態がさらに多様となることから、必要に応じて、そのことへの個別的な対応を行う。

○特別支援学級における自閉症等の教育の専門性の向上：

特別支援学級においては、社会生活における適応を重視した指導の工夫（適切な教材の導入・活用を含む）を行いつつ、自閉症等の認知特性を考慮するなどした教科指導等を行う。

○通級による指導の活用：

必要に応じて、通級による指導において、主として社会生活における適応を重視した指導を行いつつ、自閉症等の認知特性に応じた教科の補充指導を行う。

○支援員等の活用：

通常の学級における指導では、必要に応じて、自閉症等の特性に配慮した教科指導を行うとともに、支援員を配置したり、専門家の巡回相談を

利用したりする。

○自閉症等の特性の応じた指導のために、進級、進学における生徒の情報の引き継ぎを行う。

○自閉症等の教育に関する情報提供：

自閉症等に関する配慮すべき内容を記述した指導書や研修、スーパーバイズできる体制をつくる。

○心理的要因で情緒障害となっている児童生徒については、特別支援学級や通級による指導においては、それぞれの情緒の状態に配慮した教科指導等を行うとともに、情緒の状態を改善するための指導を行い、通常の学級においては、必要に応じて学習内容等の工夫を行うとともに、個別指導を行ったり、周囲の理解を促したりする。

意見

教育の目標、内容、方法として、

自閉症、情緒障害の児童生徒への観点と周囲の児童生徒への観点、保護者、関係者等への観点を併せて述べさせていただきます。

教職員の専門性の向上、支援員の配置、教育に関する情報提供は支援体制としてより充実が求められると考えられます。

<目標>

教育目標は、社会的自立と社会参加をより広げていけるために、その視点から、明確に示し、その実現のために個々の児童生徒に必要な力を培っていく必要があると考えられます。具体的には、「日常生活、地域生活、職業生活、社会生活を繋がり生活を豊かにするために、発達や生活年齢に応じた目標を設定し、成長を促すようにする」ことを目標に掲げていくことが必要だと考えられます。

<内容>

内容としては、次のような項目が挙げられます。

- ①障害の特性に合わせた指導の充実
アセスメントによる一人一人の実態把握に基づき障害特性の状態を把握して一人一人に応じた指導内容や指導方法の選択を図る。
- ②教科学習の困難な点に対する指導・支援と認知特性への配慮の工夫
教科学習の補充指導を図り、進級、進学等への指導・支援を充実する。
- ③家庭生活、地域生活等、生活に役立つ指導の充実
幼児期、学齢期段階におけるQOLの向上のために指導を充実する。
- ④職業生活に繋がるキャリア教育の充実
将来生活を見通した各段階でのキャリア教育の充実を図る。
通常の高等学校における職業教育、進路指導としてインターンシップ等

機器等の活用を図る。

- ④知識の拡大や情報処理能力の育成のためにICT機器の活用を図る。
- ⑤年齢段階や個人の状態で集団活動の漸次的導入を図るとともに、小集団、1対1の個別指導等の多様な指導の形態の工夫を図る。
- ⑥注意集中、効果的な情報伝達や感覚過敏等を配慮した学習環境の調整をする。
- ⑦学習したことが生活の中で応用、般化できるような指導を工夫する。
- ⑧個別の指導計画の活用により個に応じた指導を確実なものとする。
- ⑨個別の教育支援計画の活用により進級、進学等の変化に応じ指導の継続を図る。
- ⑩自立活動の指導の活用を図る。
人間関係の形成、心理的な安定、コミュニケーション、感覚の異常等の指導・支援に関しては、特別支援学校学習指導要領自立活動の指導の解

の利用や就労支援機関との連携体制の整備、資格取得や得意分野の伸長等の指導・支援の充実を図る。

- ⑤対人関係の取り方やコミュニケーションの取り方の指導の充実
集団や個別での人間関係づくり、SSTの活用や意志表示の方法の工夫を図る。
- ⑥心理的な不安定状態や不適応行動への理解と対応
予定の変更や指示の理解等からの不安や行動に対して教員、周囲の理解と対応ができるようにする。
- ⑦障害理解教育と交流及び共同学習の拡充
他の児童生徒の障害に対する理解や対応の仕方について指導を図る。
- ⑧役割遂行等の成功体験や集団の一員の意識を高める学級経営の工夫
学級の一員として活躍する場をすることでお互いに支え合う学級を作る。

説にある内容を参考に指導の充実を図る。

②支援体制

案文

○支援体制の充実：

自閉症等及び情緒障害の教育では、コーディネーターを中心とした校内委員会などによる対応を行う。

○校長のリーダーシップ：

校内体制の充実のために、学校長を頂点とした全面的支援を行う。

○関係機関等の連携：

学校だけでなく、保護者も一体化した支援体制を構築するとともに、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどのほか、外部の医療機関や療育機関なども活用する。

意見

支援体制については、校内体制と

⑨通級の指導の充実

通級における社会性に関わる指導、教科補充の指導等を充実させる。

高校における通級の指導等による支援が図れるようにする。社会生活への適応とともに、特に卒業後の進路との関係や自立の視点で職業教育の充実が必要である。

⑩情緒障害のある児童生徒については、内容や方法については、情緒や社会的適応の状態を十分考慮して、医療や相談機関等と連携して指導する。

<方法>

- ①学習進度や学習の躓きに対して段階的な指導等の工夫や配慮により知識や技能の獲得を図る。
- ②限局されている興味・関心を広げ、学習意欲や理解を促進する教材・教具を工夫する。
- ③コミュニケーションの支援と支援

して校長のリーダーシップ、校内委員会、コーディネーターの役割、関係機関との連携が取り上げられています。これらの重要な点に、校内体制では、担任教員への支援、通級の指導への支援、支援員の配置、教職員の専門性向上の体制、関係機関との連携、保護者との連携等、整えることが必要ではないかと考えられます。

<校内支援体制>

- ①校長のリーダーシップを十分発揮するために自閉症、情緒障害に児童生徒の指導・支援の実際に触れた研修等を踏まえ、関係機関との連携を図り、柔軟で強固な支援体制の構築を図られることが期待される。
- ②校内委員会を中心とした支援体制ではコーディネーターの役割が大きく、専任の配置が必要となる。
- ③担任教員に対する支援として、T

T、チーム支援、巡回相談等が必要である。

④特別支援教育支援員の配置が必要に応じて行われることであり、また、支援員の専門性の向上を図るための研修等の工夫も必要である。

⑤教職員の障害理解については校内研修等の実施で、専門性の向上については、

各都道府県の特別支援教育センター等が中心になって、児童生徒の学習、生活への指導改善に結びつく実践的な指導力の向上を図っていく必要がある。

教職員の専門性の向上は研修等で、障害特性一般の理解されたものの、個別の具体的な指導・支援については、スーパーバイザーとなる専門家、専門機関との連携を図り、専門知識や技術を養成することが必要となる。

⑥教材教具の整備や指導事例等の

データベースの整備が必要である。

<通級の指導体制>

①通級の指導では、自校に設置されていることに通学の負担が軽減されることも考えられる。一方、自校でない場合も想定され柔軟な対応が求められる。

②高等学校における障害に応じた指導のニーズに対応できるように通級の指導等での対応が考えられる。生徒の心理や進路指導を考慮して、職業教育と関連させて指導できる場として設定し、社会生活への適応のためにビジネスマナー等の指導も加味していくことが考えられる。

<関係機関との連携>

①医療、相談、労働、療育機関等との連携を中心とした支援体制の構築、ネットワークの構築が望ましいのであるが、多くの児童生徒への対

応で十分機能することができない場合も多いことから、支援体制の整備についての課題整理が必要である。

②各都道府県の特別支援教育センターを強化することにより、自閉症、情緒障害に関する相談・支援・研修等の充実を図る。

③施設・設備

案文

○自閉症等の特有の感覚への配慮：必要に応じて、音や温度に対する特有の感覚に配慮して施設整備したり、室内の明るさや触覚など過敏・鈍感の状態に配慮したりする。

○自閉症等の認知特性に応じた配慮：

必要に応じて、室内等の刺激を減らし、集中力を高め、分かりやすい校内表示、日課の表示など、自閉症等の認知特性にあった施設整備を行う。

○自閉症等及び情緒障害の行動特性

に応じた配慮：

必要に応じて、“パニック”などが生じた際のクールダウンを促進する空間を確保する。

意見

案文にあります通り、自閉症の認知特性、行動特性や感覚の異常等への配慮は必要な支援であると考えられます。

①障害特性等を配慮した学習環境の整備として、刺激の整理（教室の整頓、座席の位置、掲示物の整理、こだわりの排除等）、視覚的明瞭化を図る視覚的支援（学習準備カード、活動内容の提示、連絡ボード、学習方法の指導等）の配慮が望まれる。バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で環境を整備する。

②分かり易い学習環境として、授業や活動に見通しを立てられ安心して過ごせるための日課の提示、予定の変更の提示、授業の流れ、個別のス

ケジュール表等の手がかりを活用する。

③コミュニケーション支援として、意志表示カード等を活用する。

校内表示をわかりやすくして移動や活動の理解を図る。

④居場所の確保として教室等を用意し、ストレスを低減する場所や方法、パニック時のクールダウンスペースを配慮する。

⑤個別の指導が行える場所、教室の整備を図る。

⑥ICT機器の整備の充実を図る。

4 その他

案文

○早期からの教育支援について：

・1.5才あるいは3才時健診、幼稚園、保育園での自閉症等の障害特性への気づきを促進する。

・必要に応じて、幼稚園・保育園等における自閉症等の障害特性への気

付きに基づいて指導を行う。

・必要に応じて、就学前の指導を就学後にも反映する。

○学校外における支援について：

・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなどを活用して、保護者を支援対象にする。

・教育相談室（教育センター）、子ども家庭センター、発達障害者支援センターなどとの連携拡充など外部機関との協議の充実をはかり、学校外での支援を行う。

・必要に応じて、放課後児童クラブ、児童デイケア等との連携による、放課後、夏季休業中等の支援を行う。

意見

案文に加えて、保護者支援、学童クラブ等の指導員への障害理解が図られることが必要だと考えられます。

①子育て支援、家族支援、保護者支

援が各機関と連携の下に充実することが必要である。

②放課後や長期休業中等の地域での学童クラブ等の指導員、支援するスタッフには障害理解を図る機会を提供し、適切な支援ができるようにすることが必要である。

○幼、小、中、高等学校の各段階について：

案文

・幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの段階において、自閉症等及び情緒障害のある児童生徒に対して、その障害の状態等に応じて、日常生活や社会生活への適応を促進するため、将来の生活を見据えた授業、実習を行う。

・自閉症等及び情緒障害の障害特性についての情報の引き継ぎが十分にを行う。

・高等学校段階においても、必要に

応じて、知的発達には遅れない自閉症等のある生徒に対して障害特性に応じた教育が行う。

意見

幼、小、中、高等学校の各段階については、発達、生活年齢相応、将来の生活等の視点を加味して、障害の状態やニーズ等を考慮して教育を進めていく必要があると考えられます。

将来を見据えた教育が必要であると同時に、それを実現するために、社会的自立や社会参加がより可能となるように従前からの指導を見直し、柔軟で弾力的な教育課程を編成や学習の選択の幅が広がる方法の構築が必要で、そのことによって、自閉症の児童生徒の可能性の伸長や得意分野の開発・開拓が図られると考えられます。

○その他：

案文

・自閉症等は、通常の教育でも特別支援教育でも数多く対象となっていることから、連続体として考えることが必要であり、自閉症についての一層の指導・支援の研究開発が行う。

・自閉症等及び情緒障害は、外見からはその困難さが分かりにくいことから、この困難さを見ぬける専門性の高い教員を配置する。

・自閉症児の持つ異能・特長は社会的に有用性がある可能性がある。社会不適応の部分の改善指導を行うことにより、このような異能・特長を活かしていくという視点で指導を行うことが望ましい。

・必要に応じて、私立の幼・小・中・高等学校に在籍する自閉症等のある児童生徒への支援を拡充する。

・必要に応じて、短大・大学への自閉症等及び情緒障害のある生徒のた

めに情報の引き継ぎを行う。

・医療では、発達障害の中に知的障害は分類されており、障害者自立支援法にも、障害者基本法にも自閉症等が明記されつつあることから、教育においても同様の検討を行うことが望ましい。

意見

案文にもありますが、自閉症の児童生徒は、現在、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校に在籍しており、どの場において教育が実践されていても自閉症の障害特性や個人のニーズに応じた教育の提供が望まれるところです。今後、自閉症の教育の改善・充実のためには、自閉症の指導・支援の研究を充実させる一方、学習指導要領に自閉症の教育が明確に示される必要があると考えられます。

施設見学のお知らせ

12月の療育部会は、施設見学を予定しています。

今回は奈良市帝塚山南にある「デリカテッセン イーハトーブ」さんへお伺いいたします。

ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

<http://www.aohani.com/works/works07.html>

日時：12月9日（金） 10:30～施設見学（レトルトカレーを作っておられます）

終了後、1Fのカフェ「sora」にて昼食予定（自由参加）

場所：デリカテッセン イーハトーブとカフェ sora

奈良市帝塚山南4丁目11-14

TEL:0742-95-7228

お申込み・お問い合わせ先
 仮屋 080-3033-3433
sas_rocknrollsUPERMAN@yahoo.co.jp

※昼食の予算は1000円前後です
 ※お申し込み時、昼食の有無と、施設への質問もあれば、お伝えください。

※施設の駐車スペースの限りがありますので、できるだけ乗り合わせてお越しください。

※現地集合、現地解散ですので、交通手段のない方は役員までお知らせください。

平成23年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会 主催

サポートブック作成&グループ相談会 派遣依頼募集

サポートブックは、障害のある人のための支援ツールとして、保護者が近くにいないときに最低限の安全を守れるように、初めて接する人とよりよい コミュニケーションがとれるようにという保護者の願いのもと、つくられ始めるようになりました。

必要な個所を必要とときに見て貰うことができるように、障害をもつ子どもの成長にあわせてバージョンアップを行い、保護者がより最新のものへと管理しながら障害をもつ子どもと一緒に楽しみながら作成いたします。その活用方法としては 本人活動の時のボランティアの方に、ショートステイ先の支援員やヘルパーさんに、また 幼稚園や学校の先生方に、さらに 水泳などの習い事のインストラクターや おじいちゃん・おばあちゃんや親戚の方へと 様々な用途に使用できます。

本人と周りの方々とのコミュニケーションを促進し 本人が地域で楽しく過ごすために その意義を理解して頂き、有効に活用できるよう、保護者さんだけでなく 支援者の方のグループ也大歓迎です。

☆保護者グループや 支援者の団体様からの ご依頼を頂けましたら奈良県自閉症協会ペアレントメンターと奈良HAH AHA キャラバン隊の母が2～5名グループで お伺いいたします。

支援や療育の悩みを グループ相談形式で お受けしながらサポートブック研修と作成のお手伝いを させていただきます。

研修先会場 ; 会場は 申し込みグループ団体様で ご準備をお願いいたします。

ご用意が難しい場合は 当会SKIP教室を 無料でお貸しいたします。

研修費用 1人 基本として サポートブック資料代500円のみ お願いいたします。

研修日時 8月～2月まで 可能な限り 平日 10:00～14:00の間で2～3時間

問い合わせ先・申込先 TEL・FAX 0743-25-4299(7/20より)

e-mail naraskip@yahoo.co.jp

ふりがな
グループ・団体名

連絡先	TEL/FAX	mail (携帯可)		
	代表者名	男・女 ()歳	会員 非会員	保護者 支援者

研修場所	会場名	参加予定人数 人
	住所	

希望日時	第1希望	月	日 ()	時間	:	~	:
	第2希望	月	日 ()	時間	:	~	:
	第3希望	月	日 ()	時間	:	~	:

希望の返信方法 FAX ・ メール

☆ グループ人数は 何名からでも OKです。(10名以下が 理想ですが ご相談させて貰います)

☆ 申し込み頂きましたら 1週間以内にお返事致します。可能なら メール方法が有難いです。

